

# 今治市利用者負担額表〈2019年度〉

## 1号認定分

国	市階層	定 義	公 立	私 立	備 考	
1	G1	生活保護世帯	0	0		
2	G2	市民税非課税世帯	一般世帯	3,000	3,000	2人目以降0円
			要保護世帯等	0	0	
	G3減	均等割のみ課税世帯	一般世帯	3,000	3,000	2人目以降0円
			要保護世帯等	0	0	
3	G4減	所得割課税額 ～77,100円以下	一般世帯	6,100	7,100	
			要保護世帯等	2,550	3,000	2人目以降0円
4	G5	77,101円以上～211,200円以下	6,100	13,700		
5	G6	211,201円以上	6,100	17,300		

○1号認定保育料は実費徴収を含んでいません。

### ○要保護世帯等の軽減

ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯は確認資料の提出で階層により保育料が軽減されます。当該児童が2人目以降の場合(G4まで)は0円です。

### ○多子世帯の保育料負担の軽減(1号認定)

①G4、G5、G6階層の場合は、幼稚園年少(満3歳児含む)から小学3年生までの範囲において、最年長の児童から順に2人目は左記の金額の半額、3人目以降は0円です。  
ただし所得割77,100円以下(G4まで)の場合は、上記にかかわらず、多子(同一生計内)の年齢制限はありません。  
②G2、G3階層と、G4減階層の場合は、当該児童が2人目以降の場合は0円です。

## 2号・3号認定分(公立・私立共用)

国	市階層	定 義	3歳未満児		3歳児		4歳児以上		備 考	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
2	B減	市民税非課税世帯	一般世帯	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2人目以降0円
			要保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
3	C1減	～24,300円未満	一般世帯	15,000	14,800	14,000	13,800	14,000	13,800	
			要保護世帯等	7,000	6,900	6,000	6,000	6,000	6,000	2人目以降0円
	C2減	24,300円以上 ～48,600円未満	一般世帯	19,000	18,800	16,000	15,800	16,000	15,800	
			要保護世帯等	9,000	8,900	6,000	6,000	6,000	6,000	2人目以降0円
4	D1減	48,600円以上 ～57,700円未満	一般世帯	24,000	23,600	20,000	19,700	20,000	19,700	
			要保護世帯等	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2人目以降0円
	D2減	57,700円以上 ～64,700円未満	一般世帯	24,000	23,600	20,000	19,700	20,000	19,700	
			要保護世帯等	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2人目以降0円
	D3減	64,700円以上 ～77,101円未満	一般世帯	28,000	27,600	24,000	23,600	24,000	23,600	
			要保護世帯等	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	2人目以降0円
	D4		77,101円以上～80,800円未満	28,000	27,600	24,000	23,600	24,000	23,600	
	D5		80,800円以上～97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600	27,000	26,600	
5	D6減	97,000円以上～121,000円未満	一般世帯	38,000	37,400	30,000	29,500	28,000	27,500	
			要保護世帯等							
6	D7減	121,000円以上～145,000円未満	一般世帯	41,000	40,400	32,000	31,500	29,000	28,500	
			要保護世帯等							
7	D8減	145,000円以上～169,000円未満	一般世帯	44,500	43,800	33,000	32,500	30,000	29,500	
			要保護世帯等							
8	D9	169,000円以上～301,000円未満	55,000	54,100	35,000	34,400	32,000	31,500		
9	D10	301,000円以上～397,000円未満	58,000	57,100	36,000	35,400	33,000	32,400		
10	D11	397,000円以上～	58,000	57,100	36,000	35,400	33,000	32,400		

○2・3号認定保育料は、2019年4月初日の年齢で決定します。年度途中の入所児童についても同様です。

### ○要保護世帯等の軽減

ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯は確認資料の提出で階層により保育料が軽減されます。当該児童が2人目以降の場合(D3まで)は0円です。

### ○多子世帯の保育料負担の軽減(2・3号認定)

- ①小学校就学前の範囲において、保育所や認定こども園、幼稚園等を同時に利用する最年長の児童から順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円です。
- ②ひとり親、在宅障がい児(者)世帯において、所得割77,101円未満(D3まで)の場合は、多子(同一生計内)の年齢制限がありません。
- ③二人親世帯において、所得割57,700円未満(D1まで)の場合は、多子(同一生計内)の年齢制限がありません。
- ④B階層の場合は、2人目以降は0円です。
- ⑤3歳未満児については、同居の有無を問わず、18歳未満(H13年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯で、当該児童が3人目以降の場合は0円とします。

## 保育料の算定について

保育料の期間	算定の基となる税	算定の対象者
2019年4月～8月	<b>2018年度市民税(所得割額または均等割)</b> ※2018.1.1に今治市外に在住の場合は、前住所地の2018年度所得課税証明を提出してください。 (マイナンバーで確認の場合は提出の必要はありません)	児童の父母および 扶養義務者(家計の主宰者)
2019年9月～2020年3月 ※9月に保育料の見直し	<b>2019年度市民税(所得割額または均等割)</b> ※2019.1.1に今治市外に在住の場合は、前住所地の2019年度所得課税証明を提出してください。 (マイナンバーで確認の場合は提出の必要はありません)	児童の父母および 扶養義務者(家計の主宰者)

※住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除を差し引く前の市民税所得割額をもとに計算します。

※祖父母等(入所児童のきょうだいを含む)と世帯の別を問わず同居かつ、父母の収入が生活保護基準(第1類+第2類+ひとり親加算)をこえない場合は、祖父母等を家計の主宰者として課税額も合算されます。

### 保育料の滞納について

正当な理由なく保育料を滞納した場合、地方税法の滞納処分の例により処分することがあります。(滞納処分の例としては、給与の差し押さえ等)